

平成26年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成26年9月19日(金曜日)

議事日程 第3号

平成26年9月19日(金曜日) 午前9時開議

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 発議第 1 3 号 | みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 請願第 5 号 | 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願(陳情)書 |
| 日程第 3 | 議案第 3 5 号 | 新町まちづくり計画の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 4 2 号 | みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について |
| | 議案第 4 3 号 | みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| | 議案第 4 4 号 | みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| | 議案第 4 5 号 | みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 3 7 号 | みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要について |
| 日程第 6 | 認定第 1 号 | 平成25年度みなかみ町一般歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 2 号 | 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 | 平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 | 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 | 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 | 平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 6 号 | 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について |
| | 議案第 4 7 号 | 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第 4 8 号 | 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第 4 9 号 | 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | | 閉会中の継続審査・調査申出について |
| 日程第 10 | | 字句等の整理委任について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	林喜美雄君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	河合生博君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋正次	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	増田伸之君
総合政策課長	増田和也君	税務課長	中島直之君
会計課長	篠田朗君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	上田宜実君	生活水道課長	高橋孝一君
農政課長	原澤志利君	観光課長	澤浦厚子君
まちづくり交流課長	宮崎育雄君	地域整備課長	石田洋一君
教育課長	岡田宏一君	水上支所長	高野一男君
新治支所長	田村良一君	代表監査委員	澁谷正誼君

開 会

議 長（河合生博君） おはようございます。本日は定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。
議事日程第3号により、議事を進めます。

日程第1 発議第13号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（河合生博君） 日程第1、発議第13号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

17番森下直君。

（17番 森下 直君登壇）

17番（森下 直君） 発議第13号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

4月の新議員選出に伴う臨時議会が5月13日に開催され、現議員報酬を新議員になったら検討しようとの声により、議会全員協議会に議員報酬検討委員会が設置されました。

近年の議員活動、とりわけ各委員会活動が活発に行われており、町民の負託に応えるよう、諸課題に邁進している現状であります。他方、子育て世代の町民代表として、町議会議員になって町政にかかわってほしいとの声も聞かれます。

議員報酬検討委員会は、これらを踏まえ、町民に納得できる議員報酬にするとの立場から、議員報酬検討委員会を5回、議員全員協議会を3回開催し、さまざまな意見をいただき、検討を行い、議員みずから議員報酬を削減する結論となりました。

その結果は、議員報酬を議員27万円を24万3,000円、議長37万8,000円を34万円、副議長29万7,000円を27万9,000円、常任委員長28万3,000円を26万7,000円にすることとし、別紙条例、お手元にありますけれども、この条例の一部を改正案のとおりといたしました。

以上、提案理由を説明いたしましたので、議員各位のご理解をいただき、賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（河合生博君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

発議第13号について質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて発議第13号の質疑を終結いたします。お帰りください。

これより発議第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて討論を終結いたします。

発議第13号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

（15番 久保秀雄君退場）

議長（河合生博君） 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、発議第13号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

（15番 久保秀雄君入場）

日程第2 請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願（陳情）書

議長（河合生博君） 日程第2、請願第5号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願（陳情）書についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） それでは、本委員会に付託されました請願第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。

初めに、町民福祉課長より、この請願について手話言語法についての概要の詳細説明を受けました。申しおくれましたが、手話通訳の方が入っておりますので、ゆっくりと発言をさせていただきます。後に直ちに質疑に入り、質疑の中におきましては、町民も大変関心を持っている内容である。この請願は重要なものであると認識している。県内及び町内でどれくらいの聾啞者がいるのか教えてほしいとの質疑に対し、当局より町には聴覚障害者が127名いる。うち聾啞者は11名で、子供はいないとの答弁をいただきました。厚

生労働省においては、聴覚言語障害に該当する在宅者が推計で3万2,000人、うち手話を使う人が約2割ということになるとのことでありました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論においては、国民の一人として、自由に情報が伝えられることだと理解するととの賛成討論の後、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

議長（河合生博君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

請願第5号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第5号の質疑を終結いたします。

これより請願第5号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

7番中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） 請願第5号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、賛成の立場から討論を行います。

手話とは、聾者がコミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときに使う言葉で、手、指の動きや表情などを使って、自分の概念や意思を表現する視覚言語であり、聾者の母語、ちょっと言葉が難しいんですが、母語というのは自然に身についた言葉という意味があります、母語であります。手話は、日本語を音声でなく、手、指や表情を変えて表現していると思われがちですが、手話は、日本語とは異なった言語で、独自の言葉、難しい言葉なんですけれども、語彙という言葉が出てきますが、語彙や文法体系を持っている言葉です。

手話について定めた法律として、平成23年8月、障害者基本法の改正で言語に手話が含まれるとされましたが、聾学校での教育に手話を導入、あるいはさまざまな場面での手話による情報保障や手話に対する正しい知識の啓発を行わなければならないことを定める法律はありません。手話言語法は、手話は聾者にとって母語であることを示し、聾者が日常生活の職場などで自由に手話を使ってコミュニケーションがとれること、聾教育に手話を導入し、聾児、これは耳の聞こえない児童という意味です、聾児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障され、聾者が社会的に自由に求められることを目指す法律であります。

以上のことから、聾者の皆さんが日本語と手話の2つを対等に学ぶことができ、どこでも気兼ねなく自由に手話が使え、社会環境がつけられるためには、手話言語法の制定が必要と考え、本請願に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をぜひともお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第5号の討論を終結いたします。

請願第5号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。本案は、委員長の報告のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願（陳情）書については、採択することに決定いたしました。

日程第3 議案第35号 新町まちづくり計画の変更について

議長（河合生博君） 日程第3、議案第35号、新町まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） それでは、当委員会に付託されました議案第35号、新町まちづくり計画の変更について、審査の結果をご報告申し上げます。

総合政策課長より、この変更についての概要説明を受けました。直ちに質疑に入り、質疑の中におきましては、今回、この改正により解体除去が加わるという旨の説明を受けた後、補助事業で建てたものは可能なのかとの問いに、10年以上経過していれば返還はないということが多くなっているので問題ない。ただし、農林水産省関係の施設は縛りが厳しいとの答弁をいただきました。

また、先日この議会でも審議をされました旧衛生センターについて、適用されるのかとの問いに、解体は都市計画法で既に計画されているので、このまちづくり計画に加えるのは難しいとの答弁をいただきました。

この計画は、いわゆる上部団体である県とか国との調整はどうなっているのかとの問いに、群馬県と協議し、許可がおりたら町議会にかけ、承認された段階で正式に県と国に変更申請ができる。そして、告示をし正式に決定するとのお答えをいただきました。

質疑を終結し、討論に入り、賛成反対の討論はなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決することと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

議長（河合生博君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入

ります。

議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

これより議案第35号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案どおり可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、新町まちづくり計画の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、新町まちづくり計画の変更については、可決することに決定をいたしました。

日程第4 議案第42号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第43号 みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第44号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第45号 みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例について

議長(河合生博君) 日程第4、議案第42号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてから議案第45号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例についてまでを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長小林洋君。

(厚生常任委員長 小林 洋君登壇)

厚生常任委員長(小林 洋君) 厚生常任委員長、小林洋。

本委員会に付託されました議案第42号から43号、44号、45号について、以上4件を一括にて委員会における審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第42号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例についてをご報告申し上げます。

議案第42号について担当課より説明の後、質疑に入りました。

質疑1、町内の認定こども園における現場の意見として、管轄所管が厚生労働省と文部科学省であり、事務処理等煩雑であると聞くが解消されるのかに対し、町内の認定こども園2園については、管轄所管が内閣府に一本化されるとの説明を受けました。

質疑2、園と保護者の直接契約は、市町村の保育の実施の後退ではないか。また、市場化することにより、資格の緩和と保育の格差が生じるのではとの質問に対し、事業者とは相談程度のかかわりだったが、新制度により町が基準を設けることにより、また児童福祉法の改正により、今までよりもより関与が強まる。また、地域型保育事業について、有資格者でなくてもよい部分が保育の質の低下につながるのではという点については、町・県が実施する講習により、有資格者と同様の資格を有した者を町長が認定することでご理解いただきたいという説明でありました。

質疑3、保育連携型認定こども園は、施設型給付のみの収入となるが、このことについてどうか。水上わかくりこども園を例に現行と比較し、計算上では10%程度給付がふえる。処遇改善につながると考えているという説明でした。

質疑4、支給認定保護者とは何かに対し、保護者が教育・保育施設の入所を望んだ場合、施設に見合った認定を町が行い、そして(特定された)施設型給付を受ける施設に入る、その支給認定を受けた保護者が支給認定保護者であるという説明を受けると、これに加えて、施設型給付費は保護者が受けるものであるが、園が法定代理人受領という制度もある仕組みであるという説明でした。

質疑5、一人一人給付費が違うと思うが、その額を保護者に伝えるのかに対し、条例第14条において通知を行うと規定しているという説明をいただきました。

質疑6、家庭的保育事業について、新法施行後、実施しようとした場合の基準ということだが、町としての構想はあるのかに対し、6月議会で承認いただいた日曜保育について、認可外保育施設という形で考えていたが、新法上の家庭的保育事業に該当する。その事業者が施設型給付費を受けることを要望した場合、町は認可を行うとの説明を受け、以上で質疑を終了し、討論もなく、議案第42号については全会一致をもって可決されました。

次に、議案第43号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてをご報告申し上げます。

議案第43号について担当課より説明の後、質疑に入りました。

質疑1、「山間の僻地などの地域」という文言があるが、その基準はあるのかに対し、国基準においては「離島等」となっていたが、地域の特性に合わせ、そのような文言にしたという説明でありました。

質疑2、町民に説明する場合、わかりやすい表現・文言で説明すべきではないのかに対し、町民も混乱すると思うので配慮したいという返答でありました。

以上、質疑を終了し、討論はなく、議案第43号については全会一致をもって可決されました。

次に、議案第44号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例についてをご報告申し上げます。

議案第44号について担当課より説明の後、質疑に入りました。

質疑1、開所日数についての地区の現状には対し、月夜野、新治については250日以上であるが、水上のわかくりキッズについては、夏休みを保育園対応しているため、25年度実績で202日である。

質疑2、定員について、利用実績はどうであるかに対し、平成25年度実績にて月夜野は登録児童数が44名、1日当たりの平均利用者は37.4名、水上は登録児童数が40名、1日当たりの平均利用者は18.1名、新治は登録児童数が11名、1日当たりの平均利用者は9.6名であるという説明をいただき、以上、質疑を終了し、討論もなく、議案第44号についても全会一致をもって可決されました。

次に、議案第45号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例についてをご報告申し上げます。

議案第45号について担当者より説明の後、質疑に入りました。

質疑1、フルタイムで働いている人は入所できないのかに対し、48時間から64時間の範囲で加減を定めることを踏まえているので、恐らくフルタイムで働いている方は120時間以上だと思われるので、当然入所は資格を有する。

質疑2、事由で育児休業取得時に既に保育を利用している場合、継続利用ができることあるが、今までは育児休業取得時に退園させたことはあったのかに対し、雇用者より育児休業を付与している旨の証明を取得し、退園させられた例はなく、その他町長が認めた場合を運用してきた。新制度においては明示することが求められているという説明をいただき、質疑を終了し、討論もなく、議案第45号についても全会一致をもって可決されました。

以上、報告といたします。

議長（河合生博君） 以上で、委員長長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第42号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

議長（河合生博君） これより議案第42号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

4番石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 議案第42号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論を行います。

本条例の制定は、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されることに当たり、施設や事業の設備及び運営に関する基準について国の定める基準を踏まえて、その基準を条例として制定しようとするものであります。その内容について見てみますと、認定こども園や幼稚園、保育所などの特定教育・保育施設の利用定員や運営、特定施設型給付費に関する基準、そして家庭的保育や小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育などの特定地域型保育事業の利用定員や運営、特定地域型保育給付費に関する基準を定めようとしているものであります。本条例の制定については、町が地域のニーズに見合った保育を計画的に整備し、実施していく観点から必要であると考えますので、私はこの議案に賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） これより議案第43号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3 番（鈴木初夫君） 議案第43号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論を行います。

本条例の制定は、議案第42号と同じく、施設や事業の設備及び運営に関する基準について国の定める基準を踏まえて、その基準を条例で制定しようとするものであります。その内容について見てみますと、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育などの職員配置、保育時間や保育の内容、設備の最低基準を定め、その設備及び運営を向上させようとするものであります。

本条例の制定については、利用しようとしている乳児または幼児が衛生的な環境において適切な訓練を受けた職員の管理者が保育を提供することにより、心身とも健やかに育成されることを保障するため、条例を制定する必要が認められると考えますので、私はこの議案第43号に賛成いたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） これより議案第44号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 議案第44号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成討論を行います。

本条例の制定は、議案第43号と同じく、学童保育などの施設や事業の設置及び運営に関する基準について、国の定める基準を踏まえてその基準を条例で制定しようとするものであります。その内容について見てみますと、学童クラブとして実施している放課後児童健全育成事業の職員配置や保育時間、保育の内容や設備についてその最低基準を定め、その設備及び運営を向上させようとするものであります。

本条例の制定につきましては、利用しようとしている児童が明るく衛生的な環境におい

て、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身とも穏やかに育成されることを保障するため、条例制定の必要が認められると考えますので、私はこの議案に賛成いたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） これより議案第45号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

7番中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） 議案第45号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。

本条例の制定は、保育の必要性の基準と支給認定に関する必要な基準について、国の定める基準を踏まえて条例を制定しようとするものであります。その内容について見てみますと、月64時間以上の就労や妊娠、出産、保護者の疾病、障害や同居親族の介護、災害復旧時や求職活動時、就学時、あるいは虐待、DVなどの危険性がある場合、そして、育児休業取得時の継続利用など、保育の必要性の事由を細かに定めようとしているものであります。

本条例の制定については、認定こども園や幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者のニーズに沿った利用を認定するための基準であり、条例の制定が必要であると考えますので、私はこの議案に賛成いたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告の

とおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号 みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要について

議長(河合生博君) 日程第5、議案第37号、みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長山田庄一君。

(産業観光常任委員長 山田庄一君登壇)

産業観光常任委員長(山田庄一君) それでは、本委員会に付託されました議案第37号、みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

9月11日、委員会開催の前に、前山地区の土地改良予定地の現地視察を行いました。現地は、下牧公民館西側の畑地と山林が混在し、周辺にはリンゴ畑が広がる農村地域で、計画概要図を見ながら担当課より現状説明を受けました。

今回の土地改良事業は、面積が全体で2.1ヘクタールであり、県の小規模農村整備事業が該当し、財源的には県の補助が45%、町の補助が45%、受益者負担が10%で、対象となる人は15人ということでした。

造成の工事の進め方について質問があり、現状でリンゴが植栽されている部分は、計画導水路部分を除いて工事は行わない。地区内の山林を境に段差があるが、計画されている道路で造成勾配を調整し、山林の部分は伐開し抜根して非農用地ではあるが、関係者の意向で農地として利用予定ということでした。

また、端田区の扱い及び標準区画の考え方について質問があり、それぞれ従前地所有者と隣接所有者が同一であり、工事後は一団の農地として利用可能である。従前地の平均所有面積が1,300平米ほどであるため、減歩率を考慮し、短辺20メートル掛ける長辺50メートルとしているが、換地を定める時点で変更はあり得るとのことでした。

現地調査終了後、委員会を開催し、直ちに質疑に入りました。

質問では、維持管理費節減効果がマイナスであるのはなぜかに対し、新たな導水路がつかられ維持管理が発生するため。

地区内の非農用地が全体面積の4分の1になるが、地区編入に当たり問題はないかに対し、土地改良法上、面積の3割まで編入が可能であるため支障はない。

既に土地改良を行った他地区の利用の現状はに対し、山間部の谷地田などでは、一部で耕作放棄された農地も見受けられる。

受益者負担について理解は得られているのかに対し、受益面積に比べて負担が大きい、説明会等において理解をいただいている。

改植の補助事業実施者が地区に存在するのかに対し、受益者には存在しないが、集落には存在する。改植事業は24年度から実施されており、25年度までに150アールが実施されているが、新植では認められていないため、本地区での改植事業は該当しないとの説明があり。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、本委員会に付託されました議案第37号、みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要については、全会一致をもって可決されました。

以上、委員長報告とします。

議長（河合生博君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第37号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

これより議案第37号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要については、可決することに決定いたしました。

日程第6 認定第1号 平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（河合生博君） 日程第6、認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についての審査の結果をご報告申し上げます。

本案については、既に提案理由の説明がなされておりますので、直ちに質疑に入りました。

歳入歳出款ごとに分けての質疑という形で委員会を進めさせていただきました。

初めに、歳入についての質疑におきましては、町民税及び固定資産税の滞納はどの問いに、町民税個人別分では、期別で5,740件、固定資産税は1万2,125件。大口滞納としてはワースト10が全て旅館業である。大きいものは滞納額が1億円を超えているとの説明を受けました。

不納欠損額が9,265万円、前年度はどれくらいだったか、また時効についてはどの問いに、平成24年度の町税についての不納欠損は2億2,420万円である。不納欠損については、期別で544件、金額が1,950万円となっている。

入湯税、学校給食費の滞納、またふるさと寄附金の主なものはどの問いに、給食費の滞納は延べ人数で179人、平成25年度分では63人で、未納額は137万5,000円となっている。9月現在で73世帯であり、最も大きい額は1世帯36万円との説明を受ける。入湯税については、840件が未納となっています。また、ふるさと寄附金については、1団体と5人の個人から寄附があり、大きいものでは個人で400万円との説明を受けました。

一般寄附金について、昨年より大幅に増となっているがどの問いに、個人の方で700万円という寄附があった。また、ふるさと寄附金の使途についての要望はあるかの問いに、環境及び福祉の分野が多いとの説明を受けました。

以上で歳入の質疑を打ち切り、次に歳出の質疑に移りました。

質問においては、猿ヶ京温泉交流公園管理事業について、指定管理料を含め1,000万円以上かかっているとの問いに、担当課より理想的な運営は売り上げで賄えることだと思うが、その設置目的を考慮すると、一般財源の投入もやむを得ない部分がある。しかし、一般財源をいつまでも投入できるような財政状況ではなく、今後、施設の魅力を高め、さらなる運営経費の圧縮等を図るため、指定管理者と協議している状況との説明を受けました。

また、猿ヶ京温泉交流公園において、耕作放棄地対策事業で特別損失を出している。事前に担当課に説明があったのかの問いには、町として許可するか同意するか立場ではないとの答弁をいただきました。

会社としての負債は夢未来が負担するのかとの問いに、町として負担することはないとの説明を受けました。

また、ふれあい交流館事業について、毎年、土地借り上げ料が300万円かかっている。地権者との交渉状況はどの問いに、平成27年度分以降については協議をさせていただいている旨を先方に伝えているが、まだ連絡は来ないとの説明を受け、粘り強い交渉をお願いしたところでございます。

にはるこども園管理運営事業について、公設は新治地区のみのこども園となっている

が、当局の考えはとの問いに、民営化とすることについては、現在の法律では幼稚園部分と県の許可をとることが難しくなっている。平成27年度施行予定の新法においては、認可をとるためのハードルが下がることが予定されているので、これに基づき検討するとの説明を受けました。

たくみの里予約センター運営事業についての運営状況はとの問いに、予約センターの運営は農村公園公社に委託している。予約の受付の実績は団体予約が平成23年度207件、24年度220件、25年度では241件あり、体験予約が平成23年度では1万7,000件、24年度は2万300件、25年度には2万2,500件と予約件数は年々増加しており、この予約センターがあることによって、たくみの里へのお客様の受け入れが効率的にできている。自主運営が望ましいが、委託料647万3,000円の内訳はの問いに、委託料の内訳は人件費が538万100円、消耗品が35万9,984円等、合計で647万3,275円となっている。受益者負担等についてはの問いには、各種体験施設から13%の手数料をいただき、金額では150万9,449円であるとの説明を受けました。

次に、猿ヶ京公園用地取得事業の当該地が荒れていて、猿のすみかになっているがという問いに、地域整備課よりこの猿ヶ京公園用地は、土砂を搬入し整地する予定になっているので、解消されるとの説明を受けました。

住宅新築改修費補助事業について、申請件数が減少しており、やり方を検討する必要があると成果表のほうでなっていたがとの問いに、今の制度とは別のやり方ができるのではないかと検討していると。平成27年度の予算編成には、さまざまな方の意見を聞きながら検討するとの答弁をいただきました。

名胡桃城址の保存計画の今後の予定はの問いに、橋の整備等を予定している。また、NHK大河ドラマの「真田丸」が平成28年度に放映されることとなり、関連の補正予算も組まれました。保存計画と「真田丸」との関係はの問いに、教育課が文化財ですけれども、教育課と観光課と協議しながら進めていくと。そして、観光客誘致のために、このチャンスを生かしていきたいと保存整備委員会とも見解が一致しているということでありました。町としても、できるだけことはしていきたいとのことでした。

以上、重立った質疑の内容を報告させていただきました。以上で質疑を終結し、討論に移り、反対討論はなく、賛成討論におきましては、おおむね良好な予算執行がなされており、引き続き町民のために適正な執行をお願いするとの賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって認定するものと決定をいたしました。

なお、申しおくれましたが、請願第6号、日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書の審議については、継続審議とすることに決定をいたしましたので、申し添えさせていただきます。

以上、本委員会に付託されました審議の結果報告といたします。

議長（河合生博君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

認定第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

これより認定第1号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

(13番 原澤良輝君登壇)

13番(原澤良輝君) 13番原澤良輝。

平成25年度一般会計決算認定について反対討論を行います。

25年度の決算は、収入139億円、支出131億円、2億円を繰り越し、6億円の黒字です。基金に3億円を積み立てるので、町全体の基金は82億円になります。26年度は、4月から消費税がアップ、5月からは下水道料金も値上げし、加えて年金も削減され、町民の負担は増加するばかりです。消費税を3%引き上げ、8兆円もの大増税を国民に押しつけた結果、増税前の駆け込み需要と引き続く賃金の低下で、4月から7月期の日本経済はマイナス7.1%成長となり、暮らしと経済に深刻な事態をもたらしています。消費税は、導入以来25年間で282兆円になりました。大企業減税など法人税収が大幅に減り、減収の累計も255兆円になります。

2014年度の消費税増加額は4兆500億円と言われ、社会保障の新規増加額は1兆円しか充てられません。リニア新幹線、東京外環道など大型公共投資などに回され、消費税増税対策でばらまかれた公共事業と合わせて事業の未消化状態が続き、地方経済は資材高騰、人材不足のしわ寄せを受けています。大企業の法人税引き下げの財源に赤字の中小企業にも課税する制度も検討され、中小企業は負担増に苦しみます。中小企業は消費税を価格に上乗せできず、自腹で納めているのが多くなっており、大幅な円安で輸入価格は上昇し、国民の消費は落ち込み、デフレ脱却どころではありません。

町の予算は、子育て新築助成や住宅リフォーム制度の継続など評価する政策はあります。町民負担が増加し、所得が減っている中、町は国民健康保険税引き上げの際の半分を負担するという約束を果たし、県内一の値段のごみ袋は引き下げる必要があります。また、年齢で区分する後期高齢者医療制度は、廃止する必要があることを申し上げ、反対討論とします。

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

4番石坂君。

(4番 石坂 武君登壇)

4番(石坂 武君) 認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

この決算は、歳出総額131億1,700万2,071円であり、総合計画の基本構想及び基本計画に沿った施策について事業展開がされたものであります。生活環境の基盤整備を初め、行政と地域の連携の強化が着実に推進されるなど、事業執行の有効性について妥当であると判断されるものと思います。

財政状況を見てみると、地方債残高では、平成24年度末に比べ6億8,473万3,469円、率にして4.5%の減少となり、実質公債費比率が前年度14.4%から14.0%と、これも0.4ポイント改善しております。将来負担比率では44.6%から39.4%と、5.2%これも改善しております。財政の健全化が客観的にあらわれております。

以上のことから、この決算が適正と判断し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第1号の討論を終結いたします。

認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

暫時休憩いたします。10時25分再開いたします。

（10時09分 休憩）

（10時25分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第7 認定第2号 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長（河合生博君） 日程第7、認定第2号、平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまでを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

（厚生常任委員長 小林 洋君登壇）

厚生常任委員長（小林 洋君） 厚生常任委員長、小林洋。

本委員会に付託されました認定第2号から3号、4号、5号、6号について、以上5件を一括にて委員会における審査の過程と結果についてご報告申し上げます。なお、連合審査を行っておりますので、主なものを申し上げます。

初めに、認定第2号、平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

歳入総額は30億898万9,396円、歳出総額27億5,254万7,748円、歳入歳出差し引き額2億5,644万1,648円となりました。既に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに連合審査の質疑に入りました。

歳入における不納欠損額と収入未済額の詳細、また歳出においては近年になく給付額が少なかったが、要因と県内の状況はとの質問に対し、不納欠損額は104件、46人、収入未済額は期別件数で1万5,844件、給付額の減少については、流行疾患の蔓延が少なかったこと、被保険者が前年から約300名減少したことなどが考えられるとの説明を受け、質疑を終了し、黒字決算であるとの反対討論、また人間ドック等予防施策を行っているとの賛成討論があり、採決の結果、本件は多数をもって認定すべきと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

歳入総額は2億6,920万6,771円、歳出総額2億5,142万8,587円、歳入歳出差し引き1,777万8,148円となりました。既に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに連合審査の質疑に入りました。

他の保険組合からの負担割合の見直しについてはに対し、国において医療制度全般について検討しているところだとの説明を受け、質疑を終了し、制度そのものに反対との反対討論、また、決算に対するものであり、当予算は適正に執行されているとの賛成討論がありました。採決の結果、本件は多数をもって認定すべきと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

歳入総額は22億2,184万7,310円、歳出総額21億5,236万5,004円、歳入歳出差し引き額6,948万2,306円となりました。既に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに連合審査の質疑に入りました。

一般会計の民生費の中にも介護予防費があるが、特別会計との区別はに対し、一般会計は新状態にならないための事業であり、特別会計は要支援1及び2の認定者が対象であるとの説明を受け、質疑を終了し、現状の老人医療制度に反対との反対討論、また、当予算は適正に執行されているとの賛成討論があり、採決の結果、本件は多数をもって認定すべきと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

歳入総額は9億5,700万5,908円、歳出総額9億3,277万923円、歳入歳

出差し引き額2,423万4,985円となりました。既に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに連合審査の質疑に入りました。

今後の利用人口及び経営の見通しはに対し、利用人口については右肩下がりであり、経営状況は厳しいところであるが、今回の使用料金の改定もあり、未納が発生しないように努めたいとの説明の後、質疑を終了し、下水道事業は独立会計では無理との反対討論、また、当予算は適正に執行されているとの賛成討論があり、採決の結果、本件は多数をもって認定すべきと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてご報告申し上げます。

収益的収支では、事業収益4億4,433万8,937円、事業費4億2,365万8,377円となりました。既に提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに連合審査の質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入り、下水道事業同様、独立会計では無理だとの反対討論、また、当予算は適正に執行されているとの賛成討論があり、採決の結果、本件は多数をもって認定すべきと決定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

認定第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより認定第2号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

6番林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6 番（林 誠行君） 6 番林です。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

日本の医療制度は、全ての国民が公的保険に加入し、保険証1枚あれば、いつでもどこでも必要な医療が受けられる国民皆保険制度です。しかし、今、国保料が高過ぎて負担しきれず、国保から締め出される人たちが相次ぎ、国民皆保険制度の空洞化が進んでいると言われています。

このみなかみ町の国保は、平成21年度に大幅に値上げされて以来、黒字で推移してきました。町民は苦しみながら保険税を払っているのが実態です。今この時期、国保税を引き下げて、少しでも町民の暮らしを支えるということが必要だと思います。さらに、町の国保財政を悪化させてきた大もとは、国庫負担の削減によるものです。国庫負担の増額を求めていくとともに、町民への負担を強いてきた引き上げで黒字になっている決算に賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

8 番前田君。

（8 番 前田善成君登壇）

8 番（前田善成君） 認定第2号、平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険は、町内の住民の病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための保険制度です。平成25年度の決算内容を見ると、一般会計からの法定外繰り入れが行われなかったこと、国民健康保険税の減税、国庫支出金の減などにより、前年度と比較しますと金額で2億2,355万円、前年度比6.9%減少しました。一方、医療費につきましては、新型のインフルエンザの流行もなく、保険給付金が2.4%、金額で4,420万円減少しました。

歳出総額につきましては、前年度比と比較しますと、金額で3,643万円、比率1.3%の減少となりました。結果として2億5,000万円の余剰金が計上されることになりました。これを合算し、余剰金5億円以上の基金のあり方を議会として検討し、問題点を反省し、新年度予算に反映することが求められます。

また、国民健康保険の制度自体の問題点は、国の問題と捉えるだけでなく、基礎自治体の多くの地域や多くの町村で同じような保険料の運営や規模の問題が考えられる点を議会としても問題視し、さらなる改善を求めていき、町だけではなく、議会、住民に十分理解してもらえるような保険制度として、みなかみ町として県・国に今後、今の現状を訴えて、改善させるための活動を十分行うような検討をする必要があると考えられます。

しかし、国民健康保険は、町内の加入者の方々が安心して医療を受けられる制度であり、住民に理解される運営が継続できるよう、国・県に財政支援を働きかけ、財源の確保を図るとともに、また、国保会計が健全に運営され、必要なときに必要な医療が安心して受けられるよう、町には一層の努力をお願いして、賛成の立場で賛成討論させていただきます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて認定第2号の討論を終結いたします。

認定第2号、平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、認定第2号、平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

議長(河合生博君) これより認定第3号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

6番林君。

(6番 林 誠行君登壇)

6番(林 誠行君) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

この制度は、2008年に医療構造改革の柱として実施されてきました。年齢で区別・差別する、世界でも異例の高齢者いじめの医療の仕組みです。この制度は、自民党政権下でつくられ、以降、民主党が中心になって廃止法案が出されました。しかし、参議院では可決されたものの、衆議院解散で廃案になってしまっていて、今まで通じている制度です。始まった当初、自民党の塩川正十郎という議員がおりましたが、自分のところにこの後期高齢者の保険証が届いて、初めて自分も対象になっていたということがわかり、「差別されているようだ、自分はもう用済みだと言われているようだ」などというコメントを出すような実態でした。長生きした人たちにつらい思いをさせる医療制度、私はこの制度そのものに反対です。安心して長生きできる社会保障の再生・拡充を求めて反対討論といたします。

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

1番高橋君。

(1番 高橋久美子君登壇)

1番(高橋久美子君) 認定第3号、平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療は、原則75歳以上の方を対象とし、平成20年度からスタートした医療保険制度であります。平成25年度決算内容を見ますと、市町村が担う業務の中で主に保険料徴収、後期高齢者健診、人間ドック、健診費助成事務などがあります。町として、保険料の収納を適切に行い、確実に広域連合に納付することで、安定した財政運営につながることは評価できるものと考えます。これからますます増加が予想される高齢者の医療費を広域連合が運営主体になり給付していることで、市町村にとってはスケールメリ

ットがあります。今後も、町においては広域連合と連携を図りながら、この医療制度が加入者の理解をいただき、持続できるよう一層の努力をお願いいたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第3号の討論を終結いたします。

認定第3号、平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、認定第3号、平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

議長（河合生博君） これより認定第4号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

6番林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 6番林です。

介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

この介護保険制度は、2000年4月から施行されました。この制度を私は勉強する中で、ひょっとしたらいい制度と思わせるような形で始まりました。しかし、現実には大きな違いになってきています。私の近所に現在、脳出血で入院している80歳のおばあさんがいます。この方は、老人保健施設に入っていて入院になってしまったんですが、息子から、また待機になってしまうと悲痛な言葉が出ていました。施設に入っていて、発病して退所扱いで入院となり、病気は治っても判定してすぐには施設に戻れず、待機扱いになってしまい、病院を転々とすることになります。このように、医療制度と介護制度により右往させられる高齢者や除かれる方がふやされているのが実態だと思います。さらに、来春から実施されようとしている改定でも、町の担当者を大きく悩ませております。ますます高齢者が差別される制度となっていることとあわせて、この決算認定に反対させていただきます。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

1番高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 認定第4号、平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

介護保険では、ご承知のとおり高齢者が人口急増する中で、介護される方、介護する方、双方の負担軽減を図り、誰もが持っている介護についての不安を解消する必要不可欠な社会保障制度であります。

これらを踏まえ、平成25年度決算内容を見ますと、歳入総額につきましては、国や県等の支出金や交付金の増加や前年度繰越金などにより前年度と比較しますと、金額では2億1,272万円、前年度比10.6%増加となりました。

一方、歳出につきましては、利用や認定者が増加する中において、保険給付費は8.6%、金額では1億6,265万円の増額となり、歳出総額につきましては、前年度と比較しますと、金額では1億8,225万円、前年度比9.3%の増加となりましたが、6,900万円以上の余剰金が計上されることになりました。介護保険制度の円滑な運営に当たり、国や県との連携による介護給付の適正化に努めた適切な予算の執行と一般会計からの繰入金を最小限にとどめる努力が図られたことは、評価するに値すると考えられます。

介護が必要な方の立場はもとより、介護を必要としていないお年寄りも、いつまでも元気で生き生きと安心・安全な生活を送ることができるよう、今回の介護保険制度の改革が新たな地域づくりの契機となるよう期待し、介護保険制度のさらなる発展・充実を求めるところであります。

このような理由により、私は本決算認定に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第4号の討論を終結いたします。

認定第4号、平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、認定第4号、平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

議長（河合生博君） これより認定第5号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝。

平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計決算認定について反対討論をします。

25年度決算は、収入9億6,000万円、支出9億3,000万円、2,400万円の

黒字です。借金は25年度末で50億円、借金の元金が多額で、いつまでたっても利息を払い続けることになっております。一般会計から4億4,000万円繰り入れていますが、利息返済額も1億1,000万円と巨額になります。このまま何十年も巨額の地方債を抱え、独立会計にすること自体が無理であるというふうなことを申し上げ、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

2番森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） 2番森です。

認定第5号、平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論を行います。

下水道事業は、生活排水を処理し、快適な生活環境と利根川源流域の水質を保全することを目的とした重要な都市基盤施設です。本決算において下水道使用料の現年度収納率は98%であり、収納努力をしております。また、下水道整備5.2ヘクタールを実施し、汚水処理人口普及率が75.5%と、前年度対比2.2%上昇しております。また、施設の老朽化対策にも取り組み、公共用水域の水質保全に貢献しておりますので賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第5号の討論を終結いたします。

認定第5号、平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、認定第5号、平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

議長（河合生博君） これより認定第6号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝。

平成25年度みなかみ町下水道事業会計決算認定について、反対討論を行います。

25年度の水道の使用料等の収入は4億2,600万円、当年度利益は1,900万円の黒字、前年度からの繰り越し赤字は3億3,300万円あり、25年度は3億1,400万

円の赤字になります。水道料金3億7,600万円に匹敵する大幅な赤字を26年度に繰り越すことになります。

ところが、不思議なことに26年3月31日から26年4月1日に1日経過するだけで、突然、町水道事業会計に未処分利益剰余金変動額と称して6億4,354万円が計上され、赤字が逆に3億3,200万円の黒字になります。手品のように赤字を逆に黒字に転換させる処理がされます。6億4,350万円のお金はどこに隠してあったのか、どこから持ってきたのかというふうな疑問が起こります。19年度には5億円の赤字があることを理由に、水道料金の値上げを行いました。水道料金審議会もこういう処置があるならば、料金引き上げの答申をしなかったというふうに考えます。この取り扱いについては、非常におかしいと思います。3億1,400万円の赤字が全く逆の3億3,200万円の黒字になるような水道会計の運営はおかしいと思い、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

2番森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） 2番森です。

認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定についての賛成討論を行います。

水道事業は、日常生活には欠くことのできない飲料水の供給事業であります。異常気象による水質の悪化や施設の老朽化等による水道水の安定供給ができなくならないための水道安定供給の配水管新設工事や石綿管の布設がえを行い、水道水の安定確保と充実を図りました。経営は非常に厳しい状態ではありますが、負債の返済や経営改善など長期的展望に立った事業改革を行い、最少の経費で最大の効果が得られるような会計の基本的原則に従い、健全で効果的な経営と良質な水の安定供給を期待し、賛成いたします。

以上をもちまして賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて認定第6号の討論を終結いたします。

認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、認定されました。

日程第8 議案第46号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について

議案第47号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

議案第48号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

議案第49号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（河合生博君） 日程第8、議案第46号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましては、過日の本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第46号について質疑はありませんか。

4番石坂君。

4番（石坂 武君） 予算書の13ページの一番下の温泉施設費なんですけれども、2,659万6,000円の計上と、あと関連すると思うんですが、20ページの7款商工費の観光施設費の備品購入費250万円、この関係で9月補正をまた入れています、ここを聞きたいのと、あとは工事ということで出ておりますが、もう少し詳細な工事内容を教えていただきたいと思います。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） お答えします。

まず、温泉施設でございますが、2カ所ございます。1カ所目が、まんてん星の湯でございます。これについては、工事内容は熱交換器の設置工事、それから、露天風呂の前方地に侵入できるような状況になっておりまして、のぞき見等のトラブルが発生しておりますので、そうならないような塀を設置する工事でございます。加えて、レストラン前のテラスのところに雨だれが落ちるということで、そのトヨを設置する工事の負担金でございます。また、加えて、温泉棟内の有圧換気扇が老朽化して脱落しましたので、その交換工事に対する負担金等でございます。

2点目が、真沢の森でございます。これについては、平成25年度の予算で措置しまして、温泉棟においていく階段の通路があったんですけれども、既存はこれがテントフレームになってございましたので、これについて沼田土木事務所より、防火構造物へ変更するよう指示を受けておりまして、これに要する工事として平成25年度で措置して、26年度に繰越明許して実施したいというふうに考えておいた工事でございます。ただ、その後、さらに沼田土木事務所より、階段部分から温泉棟部分へつながる部分についても耐火工事をしなさいという指示が出ましたので、繰越明許分の工事費に加えて今回、1,070万円を追加させていただいたものでございます。

以上でございます。それから、備品については、観光課の所管でございますので、観光課からお答えさせていただきます。

議 長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） お答えいたします。

予備の水中ポンプの購入についてでございますけれども、これにつきましては、猿ヶ京の温泉の給湯施設ということで、実は3月に1つ故障いたしまして、予備ポンプをつけかえました。それで、新しいのをつけかえたわけなんですけれども、これにつきましては、特注品でありまして、納品をしてもらうまでに1カ月ほどかかるということがありまして、新たに予備のポンプを購入するというところでございますが、よろしいでしょうか。

議 長（河合生博君） 4番石坂君。

4 番（石坂 武君） 観光課長のほうの説明で、当初予算に計上できなかった、その分については承知しました。本来、こういった計器については、老朽化だとか当然事前にわかっているわけですから、当初予算に計上すべきではないかなと私は思うわけです。この時期に補正を予算計上したということについては、年度調整の予算の総額が上がってしまうとか、そういう状況があったのかどうか。ないのだとすれば、どういう理由で今回の補正になったのかちょっと教えてください。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） ただいまの予備ポンプの件でございます。予備ポンプは、今、説明のように特殊なものということもありますけれども、非常に汎用的なので、融通がきくのではないかというのが当初予算の編成のときにありました。その後、運営の実態、あるいはこういうような形を使っている施設については、常に予備ポンプを設置するということがありました。基本的には2年間ぐらい使えるということですが、急に使えなくなることもあるという実態がわかりましたので、今回、補正という格好で処理させていただいたところです。ご指摘の動きはよく理解しておりますし、今回については特例的なものということで、ぜひお認めいただきたいと思っております。

議 長（河合生博君） 石坂君。

4 番（石坂 武君） 説明はよく把握できました。

お客さんを増やすという意味で必要な工事、事業だろうということは私もわかります。ただ、前回ですか、先日、決算の報告等があったわけですが、余り経営の努力をしているとはちょっと見えなかったものですから、単年度でマイナス982万ぐらい、特にまんてんのほうの猿ヶ京温泉夢未来のほうの形がそういう状況に見えましたので、恐らく改善に向けての指導は当局から出ているんだと思いますけれども、さらに改善に向けて努力するように、引き続き指導をお願いしたいと思います。これについては、質問じゃなく要望ということで、回答があるとしたら。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） ただいまのご指摘の趣旨、よく理解しているところです。ただ1点申し上げておきたいのは、東京電力の補償金につきましては、減収補填ということですが、余分なものを東電がばらまいているということではないということは、皆さんご承知のとおりです。年度当初から東電から2,000万の減収補填があるだろうと、その前提で運営計画をつ

くったということについては、ご理解賜りたいところだと思っております。

したがいまして、今回の決算、1,000万近い黒字決算になります。このことについて、株式会社夢未来としては何を苦慮しているかということ、税金を納めなければいけない、それについて税金を納めるべきだという議論と、適切な利用方法を考えるべきだということについて、一方でやっております。議員の皆さんのご指摘、その線で指導しておりますけれども、外形的には株式会社夢未来としては黒字決算の会社であると。それが限定的な期間であり、来年度からそうはいかないと、そういう総合的な中での運営をやっているはずですし、そういう前提に立って指導をしているところです。ぜひご理解賜りたいと思います。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

8 番前田君。

8 番（前田善成君） 19ページの小口資金の融資促進事業の212万3,000円の補填先を教えてくださいたいのと、それとあと、23ページの高等学校教育研究補助金交付事業の300万の内容を教えてくださいたいと思います。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） お答えします。

今回の補填先は1件ございまして、自動車整備販売業者でございます。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 先ほどの高等学校の補助金300万の関係でございますが、当町に存在する唯一の高校であります利根商業高等学校の教育研究事業の補助金として計上させていただいております。これにつきましては、魅力ある高校としまして生徒数の確保、また存続を含めて研究費として補填させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございせんか。

3 番鈴木君。

3 番（鈴木初夫君） 10ページ、16款の財産売払収入の関係なんですけれども、不動産売払収入204万6,000円ですか、これの面積と売り払い先をお願いしたいと思います。

議長（河合生博君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） 不動産売払収入についてお答えいたします。

二場所ありまして、1つにつきましては、月夜野地区、町組になります。そこの消防の詰所跡、そこになります。面積につきましては、ちょっと資料を持っておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

それから、もう一点なんですけれども、沼田市の材木町に旧沼田貯蓄銀行というのが、沼田眼科さんの入り口というんですか、そのところにありました。その旧沼田貯蓄銀行というのは、利根沼田の市町村が持っていて、その持ち分がみなかみ町は10分の3

ありました。その旧沼田貯蓄銀行跡地を群馬銀行が買うということで、そちらのほうに売っております。その分でございます。面積につきましては、ちょっと今、資料を持っていませんので、調べさせていただきます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

10番林君。

10番（林 一彦君） 13ページで総務費の環境政策で太陽光の問題なんですけれども、これから設計業務委託ということで、どこで、面積はどのくらいで、つくるとなると総額で大体どのくらいの規模の発電になるのかをお教えください。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

この太陽光発電につきましては、デイサービスセンターほたるの苑、また水上デイサービスセンター、それと新治ふれあいセンター、それに設置する太陽光の関係でございまして、これは当初予算にもお設けてはございましたが、当初、直営でのごとくお設けていきたいということで考えていたんですが、屋根に取りつけるということで、重量計算とか課題の選定とか、選定方法と専門的な設計が必要という判断の中から、県の補助金をいただきまして計上させていただいております。これについては、設計費ですが、10分の10の補助でございます。太陽光パネルは、一応10キロワットと蓄電池15キロワットの設置を予定してございます。面積等はちょっと資料がないのでわかりません。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） 2点あります。

まず、16ページの合併浄化槽の推進費ということで、26年度当初予算で1,800万ほどついておりました。またここに補正で200万ということになりますけれども、これは新築で浄化槽設置が何件ぐらいか、あるいは既存の浄化槽を改修するのでどのぐらいあるか、ちょっとそれがわかれば教えていただきたいということで、またそれにあわせてこの200万円が見込まれるということは、もうそれだけの申し込みがあったのかどうかを含めて、また今後も26年度中にそういった申し込みが多数来るのかも含めて回答をいただければと、そんなふうに思います。

2点目については、22ページの下の方に、災害対策費ということで、水上地区の防災倉庫の移転ということで260万ほどついております。この防災倉庫、これはみなかみ町に何棟あって、どこにあるのか。また、その中身についてちょっとわかれば教えていただければと思います。この水上地区の移転というふうに届けが出ていますけれども、これについてはどんな経緯があって移転するかということを含めてお願いいたします。

議長（河合生博君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） 合併浄化槽についてお答えいたします。

合併浄化槽の件数なんですけれども、確かな資料がございませんので、後ほどお知らせいたします。それと、傾向といたしましてはふえています。どんどん新築もふえて、改造もふえて、前年度が一番ふえたんですけれども、引き続き今年度は新築がふえてきております。

以上です。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 防災倉庫の関係でございますが、現在、みなかみ町には3カ所設置されております。1カ所目につきましては、旧本町管内で旧名胡桃児童館に防災倉庫として備蓄をさせていただいております。それと、新治地区につきましては、新治小に備蓄をしております。それと、水上地区につきましては、幸知小学校に設置しております。

それと、その中身なんですけれども、現在、水やアルファ米、乾パン、クラッカー、それと段ボールとかスタイル畳とか緩衝材、コンパネ等を、部分的ではあるんですが、それぞれに置いてございます。災害時におよそ、後閑地区が2,000人ぐらいいるんですけれども、それが3日程度対応できるような考えで準備をしているような状況でございます。

それと、今回の補正についてなんですけど、これにつきましては、幸知小学校のところに防災倉庫を設けておるんですが、ことしに限らず、大雪時については校庭といいますか、除雪路線の場所じゃなくて、もう大雪で出せないような状況です。何か有事のときには必ず出せるような状況に置いておかなければならないということで、大穴以北で適当なところに設置していきたい考えで、今回補正をさせていただいております。幸知小学校に置いた経緯なんですけれども、やはり大穴以北が平成14年度に孤立したということで、旧水上町において設置したものでございまして、その当時は小学校もやっていたので、除雪等も行き届いていたということでそちらのほうに設置してございましたが、こういう大雪等のときに出せないというような状況でございますので、今回補正をしていただいて、適当といいますか、適した場所に移したいと考えております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

14番高橋君。

14番（高橋市郎君） 2点ほど質問をさせていただきます。

19ページの商工振興費のプレミアム付商品券発行事業について、この事業については昨年度ももちろんやった経緯があり、決算書にも載っていた、また今年度もやるということだと思っておりますけれども、昨年度、販売方法について町民の方からいろいろな意見があったというように私は承知をしておりますけれども、なかなか販売する場所が少ないという中で、いわゆる買い物弱者と言われる高齢者がそこまで行けないと。車を利用する方はどんどん行けるんですけども、そういう対策をどう考えるのかという点。町民に向けてのいわゆるこういう補助事業でなければいけないんじゃないかなと。商店がこれほど少なくなると、欲しいものがなかなかこの近所で買えないというような町民が多い中での発行は、この販売方法についてやはり考慮する必要があるのかなという点。

もう一点につきましては、申しわけありませんけれども、3回しかできないからやらせていただくんですけれども、もう一点につきましては、次のページの20ページの歴史を活かしたまちづくり事業の「真田丸」の観光宣伝補助金について、これは決算審査のときに私、いわゆる保存整備計画で質問して、それに絡めてちょっと観光課長が答えてくれたこともあったんですけれども、これについて町がスケジュール的のどのようかという点。先が決まっていることでもありますので、スケジュールをどのようか、どのような手を打っていくのか。

その点と、もう一点は、地元で歴史のガイドの会ですか、ガイドの会の方々が名胡桃城のあの場所を起点に来てくれた方に案内をしていただくと。その方々が一番不安に思っているのは、高齢者も多く来ている中で安全面に対して非常に心配をされているという点をどのようか考えるのかという点。その点についてお願いをいたします。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） プレミアム商品券についてお答えします。

今年度についても、この補正を含めて去年と同額を予定しておりますが、去年の反省点として、今、おっしゃっていただいたようなことがあるというのは承知しております。この販売方法についてなんですけれども、1つはやはり啓発ということが必要ですので、ポスターあるいはチラシ等で町民の皆さんに伝わるような形をとってまいりたいというふう考えております。

それから、販売方法なんですけれども、1つは、小さな商店でも商品券を買うことができるというようなシステムにしたらどうかという案もございます。ただ、これについては、どの程度のところまでそれを広げればいいのかということは、ハードルがないわけではございませんので、その辺は商工会とよく相談をしながら、高橋議員がおっしゃったように、弱者のところまで行き渡るような、買うことができるような方法を商工会と一緒に検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） お答えいたします。

歴史を活かしたまちづくり事業の中の真田丸プロジェクトの件でお答えいたします。

5月にNHKで制作発表がありまして、28年から真田丸ということで放映が決定いたしました。6月には歴史を活かしたまちづくり協議会の中で真田丸プロジェクトということで活動していくことが決定いたしました。それにつきましては、委員長を務めていただく副町長のリーダーシップによりまして、観光課、教育課、まちづくり交流課、観光協会、商工会といったように多岐にわたってのグループ構成ができて、順次進めているところであります。ただいまご質問のスケジュールの件につきましては、名胡桃城址保存整備委員会というものがございまして、その中で、名胡桃城址の整備につきましては全面的に計画を立てているところであります。8月20日にその整備委員会を開いていただきまして、その中で教育長あるいは渋谷浩先生が今回の真田丸について、名胡桃城址の整備

について、整備計画を前倒しにして進めていただきたいということを強く推していただきまして、委員の皆様にはある程度のご理解をいただいたというふうに考えております。

観光課といたしましては、放映が28年の1月からということでありますので、できれば27年中にある程度の整備をしていただきたいということが本音にはあるわけなんですけれども、そこにはやはり整備委員会の方々のご意見もあるわけで、ただ、整備委員会の委員長さんのお話の中に、なぜ保存をしていくかと、そういうお話をしてくださいました。なぜ保存をしていくか、それは後世の人がそれを活かす、そのために保存をしていくのだということをお話していただきまして、今回はそのいいチャンスではないかといったような後押しをしていただきました。その中で、私たちといたしますと、土塁の一部、あるいは橋をかけていただくと大変ありがたいというような意見をオブザーバーとして述べさせていただきまして、ある程度のご理解はいただけたというふうに思っております。委員会が終わった後、早速、教育課のほうでは担当者が県のほうへ出向いていただきまして、調整を始めてくださっております。ですので、それについては見守っていききたいなというふうに考えております。

また、もう一つの質問の安全面についてということでございますけれども、先日、真田丸プロジェクトの事務局で町内の施設をちょっと見せていただいたときに、いろいろな意見が出たんですけれども、やはりアップダウンもありますし、脇のほうで一部崩れているようなところもありますので、それにつきましては、やはり教育課と相談をしながら、また、歴史ガイドの会の方たちともご相談をしながら、安全面については十分注意をしていくように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（河合生博君） 14番高橋君。

14番（高橋市郎君） 1つ聞き忘れたんですけれども、いわゆる真田丸のプロジェクトチームができたという中に、メンバーの中にガイドの会の方も入っていらっしゃるのでしょうか。

それと、もう一点、今、教育委員会と県との協議があるということですが、一部、農政サイドの県の林務との調整も必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなっていますか。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） お答えいたします。

真田丸プロジェクトチームの中には、ガイドの会の皆様にも参加していただいております。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えします。

おっしゃるとおり、名胡桃城址そのものが地目とすると保安林になっておりますので、当然施設の整備に当たって、保安林の事業として治山事業を実施することは可能でございます。現在、下の水路といいますか、こちらについては、過去、大分荒れておりますので、

今、県のほうに治山事業の実施を求めているところですが、要は町指定の文化財、町が指定の部分と県の指定の部分というところで協議が変わるのかなというふうには考えております。県同士でございますので、その辺はうまく調整していただけるものというふうに考えております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） 先ほどの不動産売却収入の面積なんですけれども、月夜野の町組の跡所跡が42平米です。それから、材木町の旧沼田貯蓄銀行跡地が134.18平米になります。

以上です。

議長（河合生博君） 説明についてはこれでよろしいですか。

総合政策課長（増田和也君） 町組の売り払い先は、この土地の隣接地所有者です。

議長（河合生博君） 議案第46号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 議案第47号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

これより議案第47号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 次に、議案第48号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ないようですので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

これより議案第48号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号、平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 次に、議案第49号について質疑はありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 10ページなんですけれども、上ノ平小水力発電施設実施設計費として831万6,000円が計上されていますけれども、全体計画というか、この小水力発電の計画を教えてください。

議長（河合生博君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

国の補助事業100%ということで、場所についてなんですけれども、今、現状では上ノ平の浄水場内を予定しております。まだ詳細な設計とか場所選定には入っていないので、正確には言えないんですけれども、県のほうには上ノ平浄水場はいかがですかということをやっております。規模なんですけれども、売電できないので浄水場内で使う規模で、受電のバッテリーと発電施設で発電が10キロ以下になると思うんですけれども、そんな程

度しか今のところお答えできません。よろしいでしょうか。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

これより議案第49号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（河合生博君） 日程第9、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第10 字句等の整理委任について

議長（河合生博君） 日程第10、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決されました案件について、その字句等の整理を要するものについては、会

議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

議長(河合生博君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

町長閉会挨拶

議長(河合生博君) 閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 9月議会定例会の閉会に際し、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、9月8日の開会以来、本日に至るまで12日間にわたり開催されてまいりました。この間、議員の皆様方におかれましては、熱心な検討審査とご議論をいただいた上で、提案いたしました契約の締結、条例の制定、補正予算、平成25年度決算の認定など、議案を全てお認めいただきましたことに御礼申し上げます。

また、一般質問におきましては、6名の議員の方から、幅広く幾つかの事業について執行状況の確認をいただきました。今後の執行に当たって留意すべき点のご指摘もあり、そのうちの何点かについては実務的側面からの検討を開始しているところでございます。特に、幼児のロタウィルスワクチン接種への支援については、議会の総意として早期に開始すべきとのご意見と判断し、早急に着手できるよう準備を整えたところでございます。また、みなかみ町の特徴や特性に留意した災害対策のあり方を分析し、対策を強化する必要性や住民の方々の安全の確保に向けた防災意識の向上など、今後、早急に具体化を進めるべき事項と理解しております。この辺の対策については、急いで検討したいと思っております。

さて、この10月1日よりみなかみ町は発足10年目に入り、これからが節目の1年となります。このみなかみ町新設10周年を町民の皆様とともにお祝いするための記念行事について、みなかみ町新設10周年記念事業実行委員会を中心としてご検討いただいております。これら記念事業を通じ、全ての住民の参加したさらなる町の発展と安心・安全で幸せを感じられるまちづくりの契機としていきたいと考えております。議員の皆様とともに尽力していく覚悟でございますので、一層のご支援とご参画をお願いいたします。

本日をもって議会が閉会されますが、各委員会と全ての特別委員会で閉会中の継続審議が決定されております。さらに、県内外での調査研究や交流の促進、研修への参加など、幅広く多様な議員派遣も決定されています。閉会中も休会中も開会中に劣らない熱心な議

会活動の取り組みが行われます。議会全体の活動や議員個人の活動に対応して、執行機関として町の各部局も連携して、町民の幸せの実現のため、施策実現に向けて努力してまいりますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

いよいよ本格的な秋を迎えます。教育・観光分野を初めとします各種行事が開催されますが、議員各位におかれましても、何かとご多忙の折とは存じますが、幅広くご参画いただき、激励を賜りますようお願い申し上げます。季節の変わり目で体調を崩しやすい時期でもあります。くれぐれも健康にはご留意いただき、今後とも町政発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議長閉会挨拶

議長（河合生博君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月定例議会は決算議会と言われ、25年度決算について6件の認定案件が上程されました。この間、監査に当たられました澁谷代表監査委員、久保委員にはお忙しい中、まことにありがとうございました。

ことしの夏は異常気象の中、晴れ間は少なく、時には100ミリを超える猛烈な集中豪雨が広範囲にわたり、土石流などが発生をいたしました。野菜を中心とした農作物に多くの影響が出、価格も高騰しております。水稻・果樹などは比較的安定をして平年並みとのことであります。9月に入り、朝日は秋めいてまいりましたが、まだまだ日中は残暑が続きそうであります。観光の町みなかみ町として行楽シーズンがいよいよスタートいたします。みなかみ町の魅力、温泉や谷川連峰の山々、水源としての利根川の源流、また多くのフルーツ、全ての魅力を全面に出して集客を望むところであります。

また、議員の皆様方には、多くの活動日程が控えておりますので、体調にはくれぐれも注意をしていただき、議員活動を行っていただきたいと思っております。

最後に、今期定例会において、大変ご協力いただきました議員並びに関係者当局の皆様方に感謝を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

閉 会

議長（河合生博君） これにて、平成26年第4回（9月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（11時45分 閉会）